精神科病院における入院形態とは（精神保健福祉法に基づく入院）

- 精神科と一般科での入院の違い
- 精神科病院では、どのような入院形態があるのか
- その入院形態は、誰の希望の入院なのか
- 非自発入院とは
- 医療保護入院について
- 医療保護入院の同意者である家族等
- まとめ

五稜会病院
理事長・院長：中島公博

令和5年4月作成

精神科病院と一般科病院での入院の違い

精神科病院

1 医療法に遵守

一般科と同じ （入院診療計画書）

2 精神保健福祉法に遵守

1 任意入院（法第20条）

2 措置入院（法第29条）

3 医療保護入院（法第33条）

4 応急入院（法第33条の7）

番外

精神鑑定入院

一般科病院

内科・外科の病院

1 医療法に遵守

医療に関する情報の提供等

第六条の四 （入院診療計画書）

1. 患者の氏名、生年月日及び性別
2. 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
3. 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
4. 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む）に関する計画
5. その他厚生労働省令で定める事項

精神科には、どんな患者さんが入院するのか

- 精神保健福祉法（定義）

第五条　この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

- 医療法施行規則

第十条三　精神疾患を有する者であって、当該精神疾患に対し入院治療が必要なもの（身体疾患を有する者であって、当該身体疾患に対し精神病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除く。）を入院させる場合には、精神病室に入院させること。

一般科病院

- 法律の縛りはありません。
- 精神障害者の方が入院することもあります。

精神科病院には、精神障害者しか入院出来ません。

精神科病院の法律による入院形態

1 任意入院　（法第20条）

入院を必要とする精神障害者で、本人の同意がある者。

精神保健指定医の診察は不要

非自発入院

2 措置入院　（法第29条）

入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

精神保健指定医２名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置
政令指定都市の長

3 医療保護入院（法第33条）

入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、

任意入院を行う状態にない者

精神保健指定医の診察及び家族等のうちいずれかの者の同意が必要

4 応急入院　（法第33条の7）

入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、

急速を要し、家族等の同意が得られない者

精神保健指定医の診察が必要、入院期間は72時間以内

一般科病院

入院形態はありません

精神科病院の入院は法律の規定があります。

精神科病院の入院形態
～誰が希望する入院なのか

一般科病院

医師と患者さんの
合意で入院が決まる。

1 任意入院（法第20条）
　患者さんが自ら入院を希望

非自発入院

2 措置入院（法第29条）
　都道府県知事・政令指定都市長の命令

3 医療保護入院（法第33条）
　家族等の同意の入院、家族の希望？

4 応急入院（法第33条の7）
　急速を要する者、社会・地域の希望？

3 医療保護入院について（法第33条）

非自発入院

精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

平成11年改正

医療保護入院の要件の明確化（任意入院等の状態にない旨を明記）

移送制度の創設（第34条）

平成17年改正

特定医師の診察による医療保護入院等の特例措置導入
（第33条第４項、第33条の４第２項）

(1)医師免許取得後４年以上
(2)２年以上の精神科臨床の実務経験がある
(3)精神科医療に従事する医師として著しく不適当な者でない

平成25年改正

保護者制度の廃止、家族等同意の創設

重

退院後生活環境相談員の設置、地域援助事業者との連携
退院促進のための体制整備を義務付け

令和4年
改正

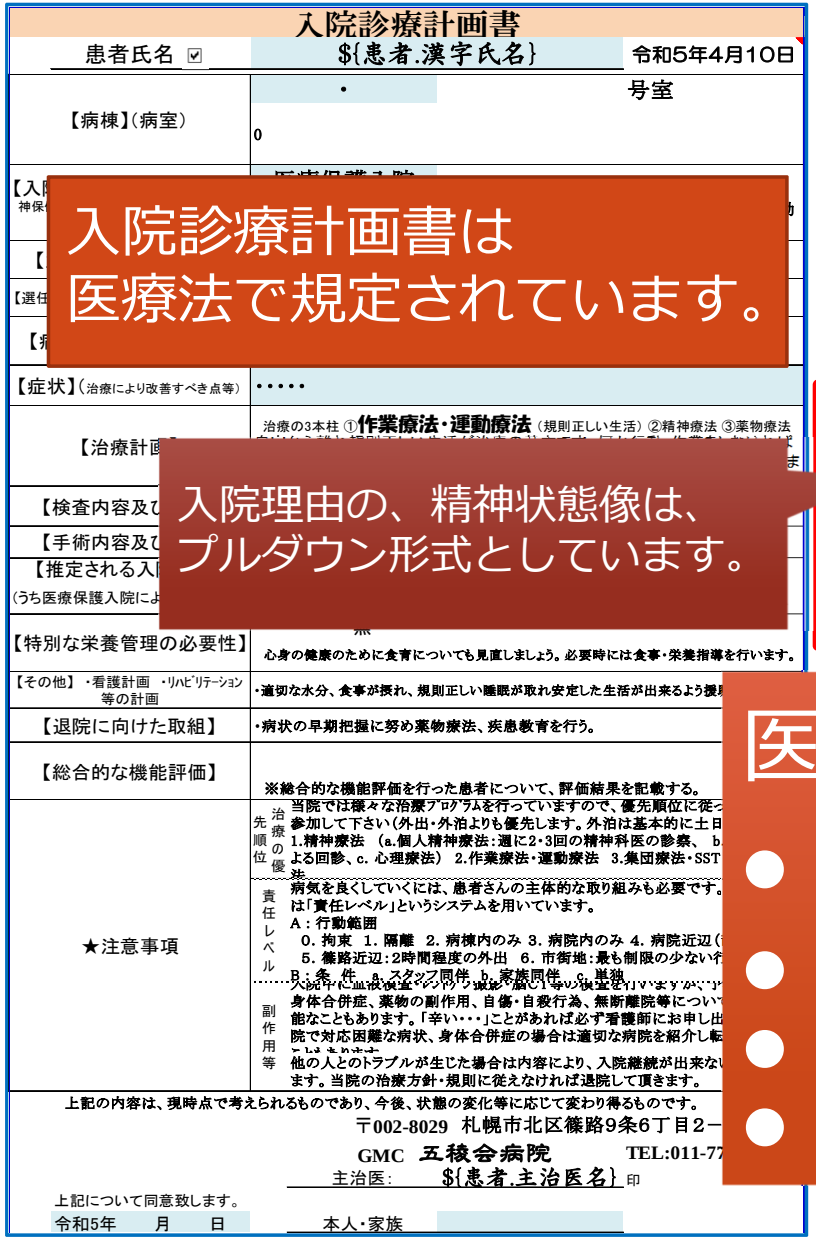
入院診療計画書

患者氏名 ☑ ${患者.漢字氏名} 令和5年4月10日

【病棟】(病室) ・ 号室

【症状】(治療により改善すべき点等) ・・・・・

【治療計画

【検査内容及び

【手術内容及び

【推定される入

(うち医療保護入院によ

【特別な栄養管理の必要性】 心身の健康のために食育についても見直しましょう。必要時には食事・栄養指導を行います。

【その他】・看護計画 ・リハビリテーション等の計画 ・適切な水分、食事が摂れ、規則正しい睡眠が取れ安定した生活が出来るよう援

【退院に向けた取組】 ・病状の早期把握に努め薬物療法、疾患教育を行う。

【総合的な機能評価】 ※総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載する。

★注意事項

治療の優先順位 当院では様々な治療プログラムを行っていますので、優先順位に従っ 参加して下さい(外出・外泊よりも優先します。外泊は基本的に土日 1.精神療法 (a.個人精神療法:週に2・3回の精神科医の診察、 b. よる回診、c. 心理療法) 2.作業療法・運動療法 3.集団療法・SST 法

責任レベル 病気を良くしていくには、患者さんの主体的な取り組みも必要です。 は「責任レベル」というシステムを用いています。 A:行動範囲 0. 拘束 1. 隔離 2. 病棟内のみ 3. 病院内のみ 4. 病院近辺(5. 篠路近辺:2時間程度の外出 6. 市街地:最も制限の少ない行 B:条 件 a. スタッフ同伴 b. 家族同伴 c. 単独

副作用等 身体合併症、薬物の副作用、自傷・自殺行為、無断離院等について 能なこともあります。「辛い・・・」ことがあれば必ず看護師にお申し出 院で対応困難な病状、身体合併症の場合は適切な病院を紹介し転 他の人とのトラブルが生じた場合は内容により、入院継続が出来ない ます。当院の治療方針・規則に従えなければ退院して頂きます。

上記の内容は、現時点で考えられるものであり、今後、状態の変化等に応じて変わり得るものです。

〒002-8029 札幌市北区篠路9条6丁目2ー

GMC 五稜会病院 TEL:011-77

主治医: ${患者.主治医名} 印

上記について同意致します。

令和5年 月 日 本人・家族

入院診療計画書は
医療法で規定されています。

入院理由の、精神状態像は、
プルダウン形式としています。

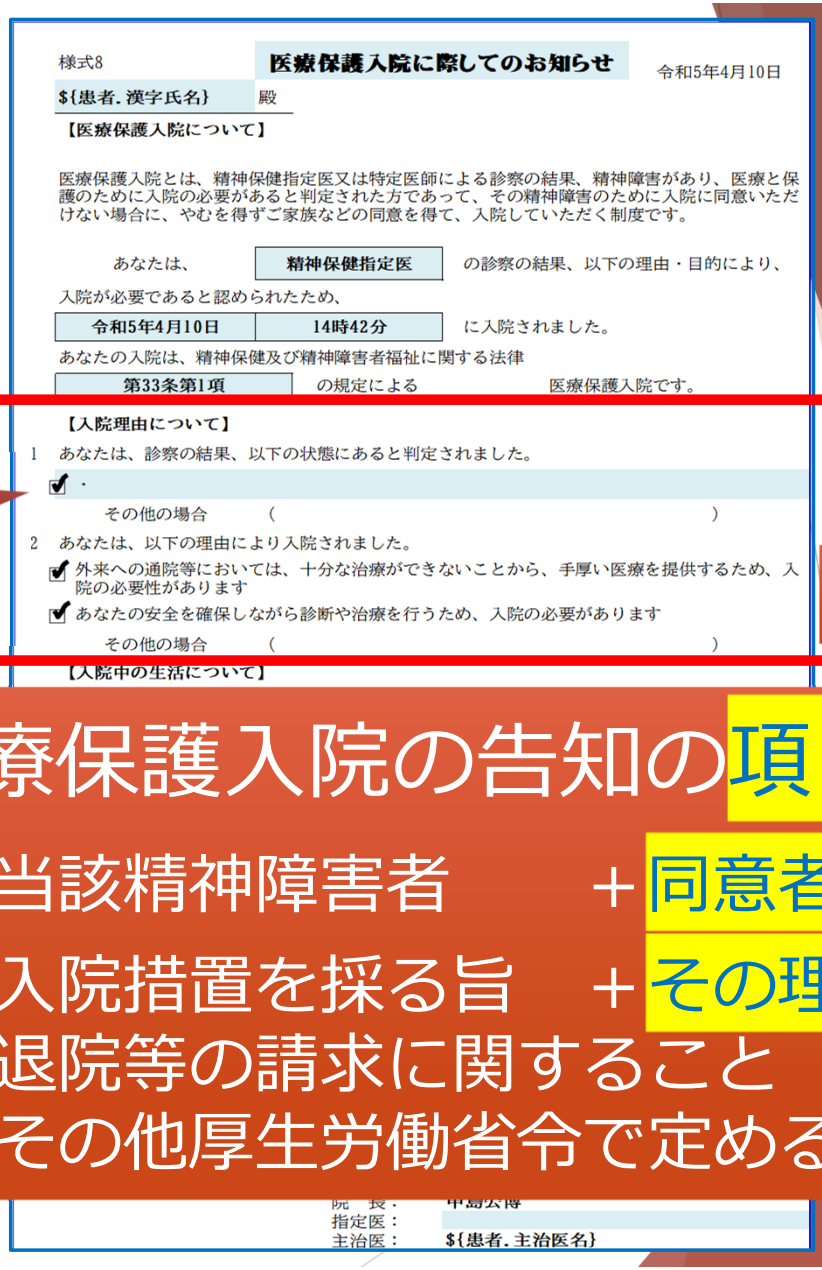
様式8 医療保護入院に際してのお知らせ 令和5年4月10日

${患者.漢字氏名} 殿

【医療保護入院について】

医療保護入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族などの同意を得て、入院していただく制度です。

あなたは、 精神保健指定医 の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、

令和5年4月10日 14時42分 に入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第33条第1項 の規定による 医療保護入院です。

【入院理由について】

1 あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

☑ ・

その他の場合 ( )

2 あなたは、以下の理由により入院されました。

☑ 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります

☑ あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります

その他の場合 ( )

【入院中の生活について】

指定医:

主治医: ${患者.主治医名}

令和4年改正

令和5年4月～

医療保護入院の告知の項目追加

- 当該精神障害者 ＋同意者
- 入院措置を採る旨 ＋その理由
- 退院等の請求に関すること
- その他厚生労働省令で定める事項

医療保護入院の同意を行う家族等から、虐待を行った者は除かれます

○改正精神保健福祉法の施行に伴い、医療保護入院の際に同意が必要な「家族等」から、虐待を行った者が除かれます。

○令和５年４月１日以降に入院する場合、医療機関は、虐待を行った者以外の家族等に、医療保護入院の同意を求める必要があります。具体的な手続は次のとおりです。

※「虐待」とは、児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を指します。

対象

○診察等の結果、患者が、家族等から児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を受けていると思われる場合

○虐待・DV等による行政上の次の措置を受けていることを把握した場合
- 一時保護措置
- 住民基本台帳事務上のDV等支援措置

手続き

○虐待等に関する各法令（※）に基づき、通報窓口へ通報等をしていただきます。
（通報の対象や方法は、これまでと変わりません）

※児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法

通報等を行った場合

虐待等を行った家族に、医療保護入院の同意を求めることはできません。

虐待等を行った家族の他に家族がいない場合には、市町村同意を求めることができます。

令和4年改正

令和5年4月～

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

医療保護入院で変わること

- 家族等の要件変更
- 医療保護入院期間の設定

第33条第2項
「家族等」とは,当該精神障害者の配偶者,親権を行う者,扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。

令和4年改正

令和6年4月～

- 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長より医療保護入院を行うことを可能とする。

平成26年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業　（日本精神科病院協会：平成27年3月）
「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」でも指摘していたことが、ようやく実現する。

委員長：中島公博

- 医療保護入院の期間を定め、入院中の医療保護入院者について一定期間ごとに要件確認を行う。

6ヶ月ごとの医保入院届けが必要。医保入院等診療料は算定可能？
定状報告不要。精神医療審査会の審査の負担増。

まとめ

精神科病院における入院形態とは

- 精神科病院の入院は、
  ① 医療法 と ② 精神保健福祉法の2つを遵守する。
- 精神科病院には、精神障害者が入院する。
- 精神科病院の入院形態は、4つ
  1 任意 2 措置（緊急） 3 医療保護 4 応急
- 任意入院以外は、非自発入院と呼ばれる。
- 医療保護入院は、「家族等」の同意の入院である。
- 「家族等」とは,当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいいます。
- 「家族等」の要件の不具合で、市町村長同意が機能不全。
- 令和4年改正精神保健福祉法で家族等の要件が変更となる。